

平成21年7月1日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

施設関係書類の作成要領
(白色トレイ)

施設関係の提出書類は下表のとおりです。以下内容に沿って施設毎に提出してください。

提出書類一覧

番号	提出書類
1.	製品の種類
2.	製品の規格と品質管理
3.	再生処理工程図とその説明文
4.	再生処理工程に沿った物質収支と処理量
5.	操業体制
6.	設備・機器配置図
7.	主要設備・機器のリスト、仕様(処理能力を含む)及び図面
8.	原料、仕掛品、製品及び廃棄物の保管管理
9.	施設の配置図
10.	施設周辺図
11.	再生処理施設ガイドラインのチェックリスト
12.	指定可燃物貯蔵届書のコピー
13.	危険物に係る許認可証、届出書のコピー
14.	一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー
15.	建築確認済証又は通知書のコピー
16.	土地、建物の登記簿謄本および土地の公図のコピー

書類の提出が必要となる「事業者区分」「施設区分」は次頁のとおりです。区分の詳細に関しては、資料2（「事業者区分」と「施設区分」等について）を参照願います。

施設関係書類の提出区分

事業者区分	平成 21 年度登録事業者			新規登録申請事業者	
施設区分	平成 21 年度登録施設		新規登録申請施設		新規登録申請施設
H22申請能力増強 (様式2)	能力変更なし	能力増強有	能力増強有	—	—
	①	②	③	④	⑤
施設関係書類	×	△	○	○	○

○：全ての書類の提出が必要 △：提出該当書類について提出が必要 ×：提出不要

- (1) 平成 21 年度登録施設で、「能力変更なし」(①)に区分される施設は、施設関係書類の提出は不要です。
- (2) 平成 21 年度登録施設で、「能力増強有」(②)に区分される施設は、能力増強に伴い平成 21 年度登録申請書類から変更が生じる書類について、提出してください。
- (3) 新規登録申請施設に該当する施設は、全ての書類を提出してください。

1. 製品の種類

製造する全ての製品の種類について記載してください。

イ) 材料リサイクルの場合

- ① インゴット： トレイの発泡PSを熱溶解し固まりとして冷却した製品。
- ② 減容品・顆粒品： トレイを破碎した物を摩擦熱などで溶解し、不定形で顆粒状の製品。インゴットを破碎した製品も含む。
- ③ ペレット： 押出機により溶解したものを一定形状にカットした製品。
- ④ 成形品： 射出成形機や押出成形機等で作る製品。

ロ) 油化の場合 炭化水素油。

2. 製品の規格と品質管理

- (1) 製造する製品は次のような性状を持っていますので、これらの項目を参考にして管理項目に入れてください。

イ) 材料リサイクルの場合

- ・ インゴットは寸法（幅 ×長さ ×高さ ）、1個あたりの重量
- ・ 減容品・顆粒品、ペレットは、この粒度、密度
- ・ 成形品は、この形状、寸法、1個あたりの重量、主な用途等
(図面、または写真を添付してください)

ロ) 油化の場合

- ・ 炭化水素油の引火点、比重等

- (2) 自社の製品を製造する時の再生処理工程で実施する品質管理の管理項目、自社規格値、サンプリング方法（サンプリング場所、サンプリング量、サンプリング頻度）、品質管理のための分析計・測定機器の名称及び分析・測定方法について記載してください。
- (3) 引き取り先が要求する品質（引き取り品質規格書：引き取り同意書の付属書類）を満たす製品を製造する観点より品質管理方法を記載ください。

3. 再生処理工程図とその説明文

(1) 再生処理工程図

- ① 原料の投入から始まり、不適物の除去等を行い製品の製造、出荷までの再生処理工程を構成する、機械類（破碎機、溶解減容機、ペレット化機等）、搬送用機器等と物質の流れを矢印線で記載してください。
- ② 本工程図に示す機器の番号と6. 設備・機器配置図、7. 主要設備・機器のリストの機器番号は統一してください。
- ③ 溶剤減容のように溶剤での減容と溶剤の蒸発分離を、自社の他工場施設と組み合わせて、一つの再生処理工程を完結する場合には、それらの関係を図示してください。

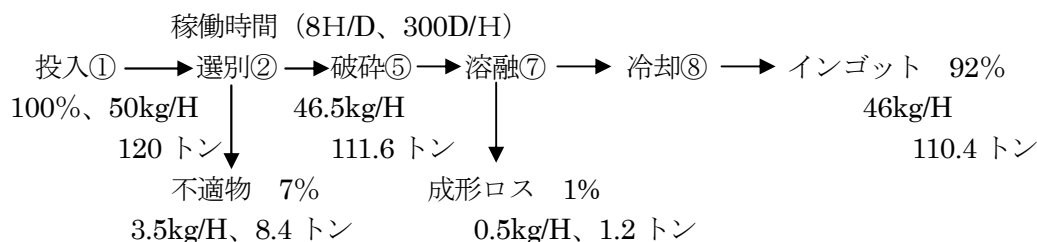
(2) 再生処理の工程についての説明文

工程が分かるように説明文を記載してください。

4. 処理工程に沿った物質収支と処理量

市町村からの年間の受入量（予定量）（＝投入量）とその値を100%とした場合の主な機器毎の時間当たりの処理量、製品の年間の製造量と廃棄物発生量等および製品収率を記載してください。合わせて、3. 再生処理工程図と同じ機器の番号と稼働時間（時間/日、日/年）を記載してください。

記入例（投入量を 100%とし、製品収率は 92%の場合、①等は機器の番号）



5. 操業体制

(1) 操業時間

稼働時間及び諸元を記載してください。処理工程により操業時間が異なる場合は、工程別に記載してください。

- ① 1日稼働時間（1日に稼働を予定する時間、休憩等含まず）
- ② 運転標準時間表（スタート、運転、停止、休憩、食事を含む）を添付すること。
- ③ 予定停止日数（日曜、祝日、正月、設備改造等の事業者が予め決めた運転停止日）

(2) 操業に係わる要員数

- ① 管理責任者、作業員等の人数
- ② 交代制で作業する場合は、一直あたりの作業員
記入例) 管理責任者他 2名、作業責任者他 5名/直
- ③ 1日の操業時間が8時間以上で作業員が交替する場合は、時間当たりの作業員数
記入例) 3名×3直。また、処理工程により操業時間が異なる場合は、工程別に記載してください

(3) 組織図

- ・ 会社全体の組織図の他に、再生処理事業に直接かかわる組織を記載してください。
- ・ 責任者から作業員の所属する部門までを含んでください。
- ・ 工場組織の役割を明確にすること。また次の業務は管理者ごとに役割を明示すること。
ペール受入、製造管理（日報、月報、年報含む）
品質検査、廃棄物搬出、排水管理、環境管理の責任者、統括安全衛生管理者

6. 設備・機器配置図

- (1) 原則A3版、原図のサイズがA3以上の場合、図面に記載されている文字が判読可能(提出図面で確認してください)な限りA3サイズに縮小してください。;以下全ての図面に対し遵守してください。「書類の寸法と綴じ方等について」も参照してください。
- (2) 設備・機器の配置及び設備・機器の相互位置関係を示す寸法、縮尺が表示された平面図(必要に応じ立面図も)提出してください。主要設備・機器の機器番号と名称(7. 主要設備・機器のリストと同じ)を記入してください。機器間をつなぐコンベア等についても寸法と名称を記載してください。

7. 主要設備・機器のリスト、仕様(処理能力を含む)及び図面

(1) リスト

- ① 機器番号 (設備・機器配置図と同一番号)
- ② 設備・機器名称
- ③ 機能・目的
- ④ 仕様 (処理能力*を含む)、型式、メーカー
- ⑤ 合計処理能力
- ⑥ 適用法令 (該当する場合)

(注) 再生処理設備を設置・運転するあたり申請・届出している設備についてその法令を記載してください。

以上を表にしてください。

* 仕様の処理能力は機器の最大処理能力であり、使用する処理量ではありません。

主要設備・機器リスト

機器番号	設備・機器名称	機能・目的	基数	仕様 (処理能力を含む)、型式、メーカー	合計処理能力	適用法令

記載する主要設備・機器は以下を参考にしてください。

イ) 材料リサイクル (インゴット、減容顆粒品、ペレット、成形品をつくる場合)

- ・ 選別設備 (コンベア等)、破碎機 (粉碎機)、減容固化機、造粒機、ペレット化設備、成形機、など主要なもの

ロ) 材料リサイクル (溶剤減容の工程がある場合)

- ・ 選別設備、破碎機 (粉碎機)、溶剤減容機、溶剤分離機、ペレット化設備など主要なもの、使用する溶剤のMSDS

ハ) 油化

- ・ 選別設備 (コンベア等)、破碎機 (粉碎機)、減容固化機、熱分解槽、蒸留設備、油貯槽、廃水処理設備、分解ガス処理設備、など主要なもの

ニ) イ) ~ハ) 共通に計量設備

- ① 生産管理月報・日報の作成もとなる日々の原料投入量、選別等の仕掛品の発生量、製品製造量、廃棄物の発生量を計量するのに各々対象別にすべての計量器の名称・仕様を記載してください。
- ② 仕掛品の発生量を、計量器を使用しないで計算で算出する場合や平均値や推定値等を用いるときは算定方式を数式等により記載してください。
- ③ 計量器の仕様については以下の事項を含めて記載してください。
 - ・ 計量器の型式、メーカー、測定レンジ、計測精度等の仕様

(2) 主要設備・機器の図面

- ・ 原則A4版、原図のサイズがA3以上の場合、図面に記載されている文字が判読可能(提出図面で確認してください)な限りA3あるいはA4サイズに縮小してください。
- ・ 材料リサイクルについては選別設備(コンベア等)、破碎機(粉碎機)、減容固化機、造粒機、ペレット化設備、成形機、溶剤減容機、溶剤分離機について提出してください。機器間をつなぐコンベア等の図面は不要です。油化についてはこれに準じてください。
- ・ 図の右下に機器番号と設備・機器名称(それぞれリストと同一)を綴じた状態で見える位置に記載してください。図面は設備の組立図を提出してください。組立図だけでは不明の場合は、必要な図面を添付してください。

8. 原料、仕掛品、製品及び廃棄物の保管管理

(1) 原料保管場所

- ・ 面積・寸法、原料の積み段数(高さ)、保管容積、保管重量、一ヶ月に引き取る原料の合計量に対する在庫量の割合(在庫日数)とその根拠(予想される設備の故障修理等で停止する時間等に対する安全率など)、設置場所が屋内・屋外・テントの区別、屋外の場合は雨水・飛散防止等の対策を記載してください。

(2) 仕掛品保管場所

- ・ 面積・寸法、保管容積、保管重量、一ヶ月に発生する仕掛品合計量に対する在庫量の割合(在庫日数)とその根拠(予想される設備の故障修理等で停止する時間等に対する安全率など)、設置場所が屋内・屋外・テントの区別、屋外の場合は雨水・飛散防止等の対策を記載してください。仕掛品をタンク等の貯蔵容器に保管する場合はその仕様・図面等については主要設備・機器のリスト、仕様書及び図面の項に含めてください。

(3) 製品保管場所等

- ・ 材料リサイクルの場合：設置場所が屋内か屋外、テントの区別、保管の方法、面積・寸法、保管容積、保管重量、一ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合(在庫日数)を記載してください。
- ・ 油化の場合：油貯槽のサイズ、最大貯蔵容量、一ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合(在庫日数)、防油堤の寸法及び容積を記載してください。
- ・ 材料リサイクルの再商品化製品は、製品包装により、容リ製品、製造年月日、再生処理事業者名、工場名が識別できるようにしてください。
具体例：YR090511-12ABC-X
YR：容リ材、090511-12：生産年月日-ロット番号、ABC：再生処理事業者名、X：工場名
- ・ 識別は、包装(フレコン、紙袋等)への直接記入または識別札等の添付で行ってください。

(4) 廃棄物の保管場所

- ・ 屋内か屋外かの区別、面積・寸法、保管容積、保管重量、一ヶ月に発生する量に対する在庫量の割合(在庫日数)、廃棄物の種類毎の保管方法を記載してください。屋外の場合は雨水・飛散防止対策を記載してください。
- ・ 残渣をベール形状として、工場において保管および搬出する場合、部外者が見て市町村からの搬入ベール(原料)と明確に区分できる措置を記載ください。

(5) 保管場所の配置図

- ・ 配置図を兼用する場合はどの図面に記載しているかを明記してください。
- ・ 原料、仕掛品、製品等の保管場所が設備の近くにある場合は、それぞれの保管場所を機器配置図または施設配置図に記載してください。
- ・ 施設設置場所の外にある場合は、施設配置図または施設周辺図に記載してください。

9. 施設の配置図

工場敷地内における当該施設、原料の受入（計量）場所、原料・仕掛品・製品・廃棄物の保管場所、製品の出荷計量場所、管理事務所、トラック通路、フォークリフト通路等を示す図を提出してください。なお、容器包装の白色トレイの再商品化に使用する設備・置き場とそのほかE P S等処理する設備・置き場を区別出来るように記載して下さい。図面には主要寸法を記載してください。

10. 施設周辺図

- (1) 地図（可能な限り縮尺 1/1,500 相当及び 1/10,000 相当）に当該施設の所在地を明示し、施設の所在地が、工業用地、準工業用地、市街化調整区域、宅地、農地、山林等のいずれの区分に該当するかを記載してください。
- (2) 施設訪問にあたり、タクシー等の利便性を考慮した最寄りの公共交通機関（鉄道の駅名、駅からの交通手段、概略の時間など）について記載した案内地図（例えばタクシーの運転手に見せれば判るような内容）を提出してください。

11. 再生処理施設ガイドラインのチェックリスト

- (1) 「再生処理施設ガイドラインのチェックリスト」の記入例を参考に、チェックした結果を記入して提出してください。
- (2) 既設の施設については、「どのように対策を実施しているか」を、計画中の施設については、「どのような対策を実施することを予定しているか」を記載してください。なお、記載事項に該当しない場合は、「該当せず」と記入してください。

(記入例) 再生処理施設ガイドラインのチェックリスト (記入例 材料リサイクル)

工場名	
-----	--

※本リストは、施設ごとに提出してください

項目	対策の内容
1. 受入設備 ・計量装置	市町村より引き取るトレイは、施設内のトラックスケールにて計量する
・保管区分	市町村より引き取るトレイは、スーパー等の事業系トレイ、魚箱と区分して保管する
・火災対策	消火器を配置し、作業員に消防訓練をする
・飛散、増湿防止対策	屋内に保管する 屋外保管分はテント掛けする
・衛生管理	悪臭が発生する場合は消臭剤を撒布する
2. 再生処理不適物対策	混入している金属等は手選別により除去し、他材質のトレイ、ラップフィルムは除去する
3. 悪臭対策	発生する悪臭は、燃焼処理する
4. 排ガス処理	発生する排ガスは水に吸収・洗浄する
5. 廃水処理	廃水は発生しない
6. 粉じん対策	サイクロン、集塵機を設置する
7. 騒音、振動対策	破碎機を防音壁内に設置する。(作業時は必ず耳栓をする)
8. 貯蔵設備	製品、仕掛品は屋内に保管する 製品、仕掛品の保管については指定可燃物貯蔵の届出を行う
9. 廃棄物対策	発生する選別残渣等はA社に焼却処理を委託する。
10. 適用法規 (消防法、廃棄物処理法等) 対応	消防法、廃棄物処理法、水質汚濁防止法 悪臭防止、騒音防止法を遵守する
11. 必要資格 (危険物取扱者)	

12. 指定可燃物貯蔵届出書のコピー

指定可燃物貯蔵・取扱い届出書（配置図等の添付書類を含む）のコピー（届出あるいは受理印の押印済み）を提出してください。

13. 危険物に係る許認可証、届出書のコピー

- （1） 危険物に係る許認可証、届出書等（配置図等の添付書類を含む）のコピー（届出あるいは受理印の押印済み）を提出してください。
- （2） 施設の変更をした場合は、現状の施設に係る許認可証、届出書等を対象としますが、施設の変更の経緯を記載した施設変更経緯を添付してください。

1) 消防法で規定される危険物を指定数量以上取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所の施設の場合
危険物製造所設置許可証、危険物貯蔵所設置許可証、危険物取扱所設置許可書及び完成検査証

2) 指定数量未満取り扱う場合
少量危険物貯蔵・取扱届出書

処理施設が上記規制に該当しない場合は、該当しない理由・所管窓口・連絡先を記載してください。

14. 一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー

- （1） 使用前検査済み証の交付が遅れる場合、所管の自治体に確認し、相談月日、自治体窓口、連絡先（担当者氏名、電話番号）、遅れる理由、取得予定月日、相談者氏名を記載してください。
- （2） 1日の処理量が5トン以上の施設にて、様式2の再生処理能力（投入量）について、一般廃棄物処理施設設置許可証の処理能力を超えて登録申請する場合、所管官庁の当該施設処理能力に係る見解書を添付してください。
- （3） 様式2の再生処理能力が「一般廃棄物処理施設設置許可証」の「処理能力」を超えて申請する場合には、その根拠を記載してください。
- （4） 1日の処理量が5トン未満として申請する場合には、一般廃棄物処理施設の設置許可証が必要ないことについて、所管の自治体に確認し、確認相手の所属と氏名、日時、確認者氏名、その内容を報告してください。

15. 建築確認済証又は通知書のコピー

再生処理施設内に設置されている建築構造物の建築確認済証又は建築確認通知書（用途区分記載）のコピーを提出してください。自社所有だけでなく、賃借の場合も提出してください。

16. 土地、建物の登記簿謄本及び土地の公図のコピー

再生処理施設が設置されている土地の登記簿謄本および土地の公図のコピー、再生処理施設内にある建築構造物の登記簿謄本のコピーを提出してください。所有権のない場合は、上記に加えて賃貸契約書のコピーを提出してください。